

「地方分権にふさわしい地方税財政の改革」をめざして

～目次～

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」
2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政の改革
3. 法人所得課税の改革

第28回「地方法人課税のあり方等に関する検討会」

2015年10月21日



日本労働組合総連合会(連合)

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」

「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策パッケージ

「働くこと」につなげる5つの「安心の橋」を架けよう!

誰もが働き、つながることのできる、希望と安心の社会へ

私たちのくらしは、多くの人たちが働き、互いに支え合うことで成り立っています。しかし、失業や就職難、家庭の事情など、働きたくても働けない状況にある人が増え、社会から排除されたり、孤立している現実があります。就労をめぐる様々な困難を取り除き、「働くこと」を通じて社会に参加できるルート、「働くこと」につなげる5つの「安心の橋」を整備していくことが求められています。

橋Ⅰ 教育と働くことをつなぐ

- すべての子どもたちに学ぶ機会を保障
- 誰もが排除されないインクルーシブ教育システムの構築
- 働くことの意義・生きる知恵を学ぶ機会の拡充
- 学ぶ場から働く場への円滑な移行支援
- いつでも学び直しができる環境整備

「異団の連続」を断ち切り、学ぶ場から働く場へ円滑に移行できる制度を確立します!

橋Ⅱ 働くかたちを変える

- 「期間の定めのない直接雇用」を基本に完全雇用が実現
- 雇用政策と一体となった産業政策の推進で良質な雇用創出
- 働く側が選択できる働き方の多様化を実現
- 公正なワークルールの整備
- 集約的労使関係システムの構築

ライフステージに応じた柔軟でディーセントな働き方を整備します!

職業紹介、職業訓練、所得保障の一体的支援でスムーズな復職をサポートします!

橋Ⅳ 失業から就労へつなぐ

- 復職・就労支援のパッケージ戦略の構築
- 4層のセーフティネットの構築
 - すべての労働者に雇用保険・健康保険を適用(第1のセーフティネット)
 - 雇用保険の給付対象とならない人への支援制度拡充(第2のセーフティネット)
 - 生活保障制度の確立(第3のセーフティネット)
 - 住居と医療の保障(第4のセーフティネット)

地方分権を進め、公平な負担に基づく持続可能な社会の基盤をつくります!

橋Ⅲ 家族と働くことをつなぐ

- 働き続けることができる公平・公正なワークルールの実現
- 男性の家事・育児や地域づくりへの参加促進
- 妊娠、出産、子育て、介護を支えるサービスや所得保障の拡充
- 性やライフスタイルに中立的な制度改革
- 生活の基盤である居住保障と医療保障の確立

子育てや介護を社会全体で支え、男女平等参画社会を構築します!

高齢者の知識や経験を社会に活かし、老後の安心を保障する制度を構築します!

橋Ⅴ 生涯現役社会をつくる

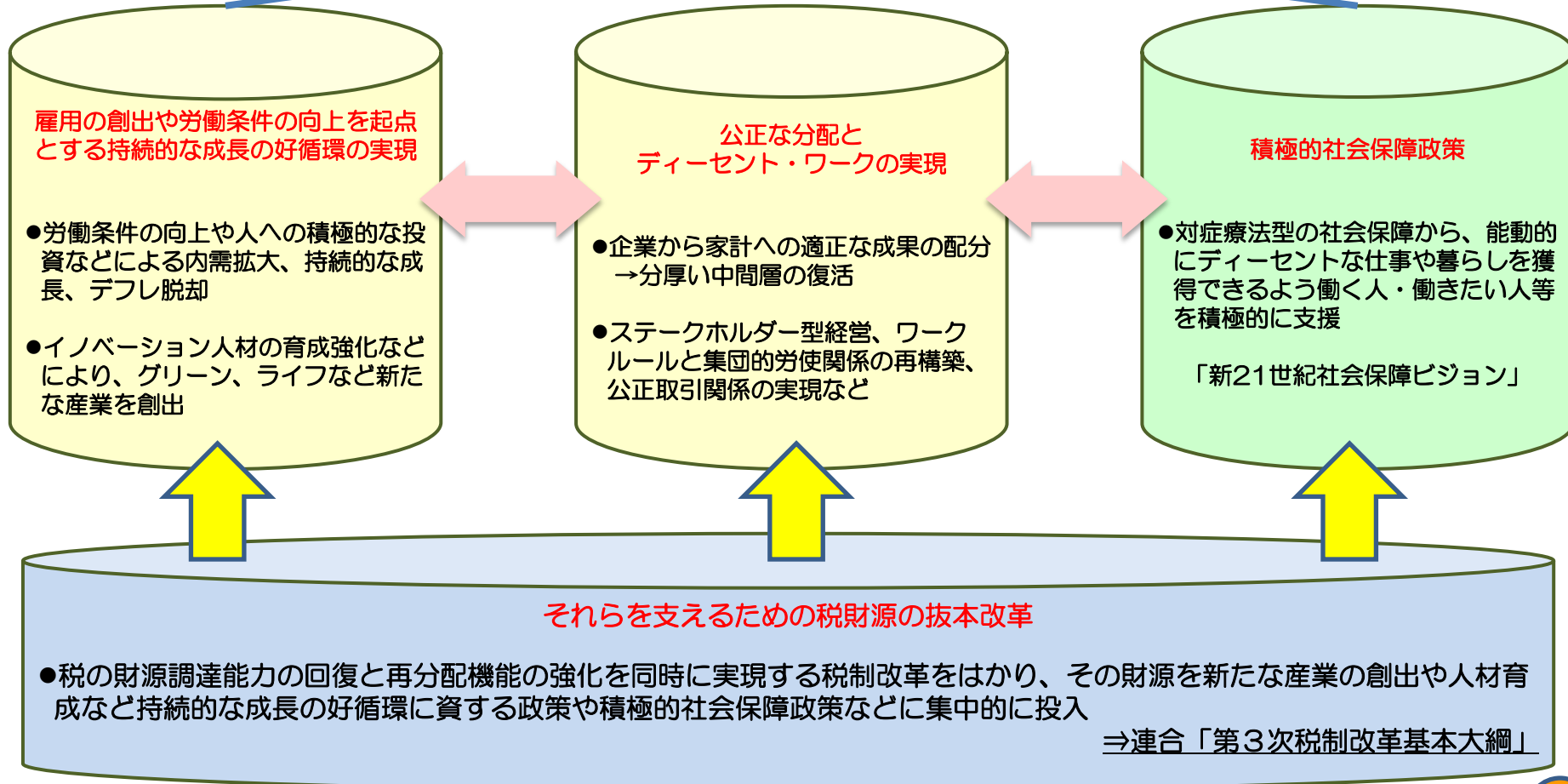
- 社会的貢献や文化活動など幅広い活躍をサポート
- 信託の所得保障制度(公的年金、企業年金など)の整備
- 地域での医療・介護へのアクセス保障

基盤 「働くことを軸とする安心社会」を支える

- 信託における政府の実現と地方分権の推進
- 「新しい公共」の促進(NPO、協同組合、社会的企業との協働)
- 負担を分かち合う公平・連帯・納得の税制の確立
- CSR(企業の社会的責任)の推進
- 低炭素社会への転換とグリーン・ライフなど新たな産業・雇用の創出
- 雇用創出や労働条件の向上を起点とする持続的な成長の好循環の実現

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える基盤

「働くことを軸とする安心社会」の実現



1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

いまの問題点

税財政を通じた
所得再分配機能の低下

負担と給付の不均衡

変化に対応できない
硬直的な財政

第3次税制改革基本大綱の基本スタンス

税の財源調達能力の回復と再分配機能の強化を同時に実現する税制改正をはかり、その財源を新成長戦略に資する経済政策や積極的社会保障政策等に集中的に投入する。

改革の理念とポイント

公平

連帯

納得

- ①消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする。
- ②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化をはかる。
- ③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する。
- ④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する。

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」具体的な提言(2011年6月)

○「公平」「連帯」「納得」という改革の理念に基づいた具体的な提言は以下のとおりである。

1. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

・情報公開と租税教育の強化 ・「納税者権利憲章(仮称)」の制定 ・申告納税選択制の導入 ・マイナンバー導入に向けた環境整備 など

2. 所得税の再構築

・課税最低限の引き上げ ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除) ・税率構造の見直し ・金融所得課税の強化
・人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ) ・給与所得控除の見直し(特定支出控除の範囲拡大など)

3. 資産課税(相続税・贈与税等)の強化

・バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する

4. 消費税の社会保障安定財源化

・消費税を社会保障財源化し、その維持・強化のために2020年度を目途に税率を段階的に引き上げる
〔消費税(国税)は、基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策(現物給付)の維持・強化に要する財源として、段階的に引き上げる
地方消費税は、一般財源とし、地方における社会保障給付費の増加およびその機能強化等に対応して段階的に引き上げる〕
・消費税の逆進性緩和策(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付する「消費税税額控除」)
・制度的欠陥の是正(インボイス方式の導入、簡易課税制度や免税点の廃止など)

5. 地方税財政の改革

・地域による偏りが小さく安定的な地方税体系(社会保障給付の機能強化に対応した地方消費税の段階的引き上げ等)
・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持 ・国庫補助負担金の改革

6. 法人所得課税の改革

・原則、全ての雇用者に社会保険を適用 ・外形標準課税対象法人の拡大 ・租税特別措置の見直し
・税法における中小企業の定義見直し ・中小法人等の軽減税率引き下げ(基本税率の1/2水準) ・雇用促進税制等の活用

7. その他の提言内容

・自動車関係諸税の軽減・簡素化等 ・地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化 ・「新しい公共」を支える税制 など

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政の改革

<1> 基本的な考え方

- 行政サービスの約6割は地方自治体が担っているが、その財政基盤は脆弱である。
- 地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要がある。

現状の問題点

- 国依存の財政基盤
- 地域間の財政力格差の拡大

地方税財政の 改革

改革のめざすもの

- 住民自らが地域に必要なサービスを選択・享受できる仕組みづくり
- 社会保障の機能強化に必要な財源の確保

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政の改革

<2> 具体的な提言

1 地方税制改革

- 地方への新たな税財源配分を行い、地方税財政の充実をはかる。具体的には、地域間の偏在性が相対的に小さく、税収が安定的な地方税体系をめざし、法人住民税(法人税割)と消費税(国税のうち地方交付税財源に充当されている部分)の税源交換を検討する。
- 法人税については、応益性も重視し、外形標準課税の対象法人を拡大するなどの改革を行う。
- 国と地方の役割分担、社会保障制度改革、税財政改革の進捗状況等を踏まえ、将来的には、国と地方で50対50の税源配分をめざす。

2 地方交付税の改革

- ①によって地域間財政力格差の縮小を進めるとともに、地方交付税については、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するために、引き続き、現行の仕組みと交付税水準を維持する。
- なお、消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、新たに相続税を加える。中期的には所得税の再構築や自然増収等を中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てする。

3. 法人所得課税の改革

<1> 基本的な考え方

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民負担を求めるなか、企業にも社会的責任に見合った負担が求められる。
- 地域社会の活性化や分厚い中間層の復活などの観点から中小企業やディーセント・ワークを税制面から支援する。

現状の問題点

- 赤字法人が恒常的に6割を超え、法人課税の負担に偏りがある
- 景気による振れが大きい
- 租特の政策効果の検証が不十分

法人所得課税 の改革

改革のめざすもの

- 企業の社会的責任に見合った負担
- 中小企業やディーセントワークを支援

3. 法人所得課税の改革

<2> 具体的な提言

1 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担を実現する

- 法人税率の引下げは、引下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられること及び代替財源の確保を大前提とし、過去に実施済の減税措置の政策効果を検証・公表する。なお、代替財源の確保については、法人税の枠内における税収中立をはかることを基本とする。
- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税されている税金であるため、外形標準課税の対象法人を拡大する。
- ※中小企業においては賃金抑制につながる恐れがあるため、業績回復状況など実施時期を慎重に見極めつつ、適用する際には雇用安定控除を拡大する。
- 2008年より暫定的な措置として導入されている地方法人特別税は廃止する。
- 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限し、控除期間を15年程度に延長する。

3. 法人所得課税の改革

<2> 具体的な提言

1 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担を実現する

- 租税特別措置について、適用状況や政策効果等を検証し、有効と認め難いものは廃止するとともに、有効なものは延長または恒久化するなど不断の見直しをはかる。
- グローバル企業の租税回避防止のため、各国政府は政策協調のもと課税の適正化に向けた対策を強化する。
- 社会保険を原則すべての雇用者に適用する(ペイロールタックス化)。

2 中小企業やディーセント・ワークを支援する改革を行う

- 中小企業基本法にあわせる方向で、税法における中小企業の定義を見直す。
- 中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
- 雇用促進税制や所得拡大促進税制について政策効果を検証し、より効果的な制度となるよう必要に応じて見直す。また、中小企業の「人に対する投資」を支援するための支援策を拡充する。
- 法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用する企業に対して法人事業税を減税する。